ねこ保護器貸出における注意

・近隣住民に迷惑がかからないよう（子供が誤って檻に触れないよう）、安全面等には十分配慮してください。

　・使用後に汚れ等がある場合は、清掃をしてから返却してください。

・保護器を設置している間は、1日1回以上保護器内を確認し、ねこやその他の鳥獣が放置されることのないようにしてください。

・ねこ以外の鳥獣が誤って保護器に入ったときは・・・

アライグマ、イノシシの場合

　法令等により許可なく駆除・捕獲・放獣することは禁じられています。

　役場環境課（０７２―４５２―６０９８）までご連絡ください。

※公休日（土・日・祝・年末年始）は対応できません

アライグマの特徴（参考）

①　長い尾にリング状のしま模様

②　耳のふちは白く、みけんに黒いすじがある

③　手足の指が長い

その他の鳥獣の場合

　法令により許可なく駆除・捕獲することは禁じられています。

　捕獲者が責任を持って、すみやかに放獣してください。

　貸出期間　　　　　　　　　年　　　月　　　日　～　　　　　　年　　　　月　　　　日